入 札 公 告 [単体及び経常JV対象工事用] 総合評価一般競争入札(事後審査方式) [電子契約対象工事]

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。なお、本入札は、入札公告(共通編)を用いた建設工事の一般競争入札に係る試行要領(以下「試行要領」という。)の対象であり、入札に参加するために必要な資格等については、本入札公告に定めるもののほか、試行要領第4条の規定に基づく入札公告(共通編)によるものとする。

なお本件は総合評価一般競争入札(事後審査方式)による工事の入札である。入札にあたっては、本公告5(1)、5-2、7、9(4)に留意すること。

公告日: 令和7年9月30日

茨城県土浦土木事務所長 丹 正史

1 担当部局(問い合わせ先)

	茨城県土浦土木事務所						
(2) 住所 〒300-0815 茨城県土浦市中高津3-11-5							
(3) 担当及び連絡先 契約 担当 <mark>増田 </mark>							
契約課 電話 029-822-4341							
工務 担当 <mark>原</mark>							
河川整備課 電話 029-822-4345							

2 対象工事の内容	及び入札契約に関する主要な条件
(1) 工事番号及び 工事名	07国補河改 第07-05-768-0-002号 07国補河改 第07-05-909-0-001号合併
	河川護岸工事
(2)路河川名及びエ 事場所	中通川つくばみらい市福田地先
(3)工事概要	河川護岸工事 L=17. 2m
	護岸工 A=220m2
	仮橋撤去工 N=1式
	迂回路撤去工 N=1式
	取付道路工 N=1式
	踏掛版工(A1橋台·A2橋台) N=2箇所
(4) 工期	令和8年3月30日まで(繰越予定、標準工期240日間)
(5) 建設工事の種 類(業種区分)	土木一式工事
(6) 予定価格	金 114,444,000 円(消費税及び地方消費税10%を含む。)
(7) 総合評価方式 の適用の有無	有り 本工事は、施工実績等に加え、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式(特別簡易 I 型)の工事である。 本工事は、施工実績等に加え、企業の新規雇用実績に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式(特別簡易 II 型)の工事である。
	<u>無し</u>
(8) 最低制限価格	設定する
	設定しない
(9) 調査基準価格	設定する(特に、この場合における入札・契約の諸条件については、入札公告(共通編)等により確認しておくこと。)
	本工事の工種(数値的判断基準関連)
	機械設備工事
	電気設備工事
	○ その他工事
	設定しない
(10) 本工事の入札 における他工事落 札者の参加制限及 び他工事の入札に おける本工事落札 者の参加制限	本工事の入札は、次の2件の同一工種の工事に係る競争入札であり、以下の順により同日に開札する。
	先行して開札された工事の落札者は、同日に実施されるその後の同一工種の工事の入札に参加することができない。この場合においては、既に提出された入札書は開封せず、無効として取り扱う。
	無U

(11) その他 この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。 生に無し

3 競争参加資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである(全てを満たすこと)。

(1)入札参加資格 (いずれも満たすこ		茨城県建設工事入札参加資格審査要領(平成7年度茨城県告示第473号)に基づき、一般競争参加資格の認定を 単体として受けている者であること。
と)	1	十 木 一 式 T 事 について (会和7・8年度)建設T事入札参加資格者名簿に登載された格付けが

イ 土 木 一 式 エ 事 について、(令和7·8年度)建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けが <u>S等級又はA等級</u>であること。

(2) 施工実績(いず れも満たすこと)

茨城県内において、国、地方公共団体、特殊法人等が発注した同種又は類似工事について、元請として施工した もののうち、平成27年4月1日から令和7年3月31日の期間に竣工した実績があること。

(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

①同種工事とは、河川において、護岸新設工事(護岸とは、コングリートフロック積、コングリートフロック張、石積、 石張を指す)で、法面積200m2以上の護岸を施工した実績があることとする。 ②類似工事とは、河川において、護岸新設工事(植生護岸を除く)を施工した実績があることとする。

(3) 配置予定技術 者(いずれも満た すこと)

Т

ア 本工事への専任配置について

要 (本工事のみの専任配置とすること。ただし、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項第2号又は建 設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第2項に該当する場合はこの限りではない。(3(3)ケ及び5(5)参 照)

不要 (専任を要しない他工事との兼任を認める)

- イ 1級土木施工管理技士の資格を有する等、土木一式工事について建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に規 定する主任技術者又は監理技術者になり得る者であること。
- ウ 建設業法第26条第2項に基づき監理技術者として配置される場合及び建設業法第26条第3項第2号の規定の 適用を受ける監理技術者(以下「専任特例2号の場合の監理技術者」という。)として配置される場合は、監理技術

者資格者証(土木一式工事 に対応するもの)を有し、監理技術者講習を修了している者であること 建設業許可における営業所技術者等(営業所技術者又は特定営業所技術者)について

アにおいて専任配置が「要」とされている場合、営業所技術者等である者を配置予定技術者とすることは認めない。

アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、以下の条件をいずれも満たす営業所技術者等に限り、配置予 定技術者とすることを認める。

- (ア) 本工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営業所技術者等であること。
- (イ) 本工事簡所及び属する営業所が茨城県内にあること。

なお、営業所技術者等が本工事の配置予定技術者として申請された場合は、本工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できることを申請者が証したものとみなす。

オ 建設業許可における建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第7条第1項に規定する常勤役員等及び当 該常勤役員等を直接に補佐する者等(以下「経営業務の管理責任者等」という。)について

アにおいて専任配置が「要」とされている場合、経営業務の管理責任者等である者を配置予定技術者とすることは認めない。

アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、経営業務の管理責任者等である者であっても、配置予定技術者とすることを認める。

- カ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に3月以上※の雇用関係がある者であること。ただし、アにおいて「不要」とされている場合は、3月未満の雇用関係であっても認める。 ※災害復旧工事の場合は、3月未満の雇用関係であっても認める。
- キ 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐について

アにおいて専任配置が「要」とされている場合、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること(工期の始期日から着手日の前日までの期間については、専任での配置を要しない)。ただし、建設業法第26条第3項第2号又は建設業法施行令第27条第2項に該当する場合はこの限りではない。(3(3)及び5(5)参照)

アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、工期の始期日から配置できること。

ク 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数(3名まで)の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料(様式第2号)は、すべての配置予定技術者について作成のうえ、提出するものとする。

なお、落札者は、開札後から契約前までの間に1名を選択するものとする。

(2(7)において総合評価方式を適用が「有」とされている場合は、配置予定技術者評価資料(技術資料における様式第4号)についても、全ての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者の評価点については各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する)

なお、落札者は、開札後から契約前までの間に1名を選択するものとする。

専任特例2号の場合の監理技術者の配置を予定する場合は、上記「複数(3名まで)」は、「複数(3名まで(監理技術者補佐を含まない。))」に、上記「開札後から契約までの間に1名を選択するものとする。」は、「開札後から契約までの間に1名を選択し、監理技術者補佐を別に1名専任で配置するものとする。」と読み替える。

	ケ 専任特例2号の場合の監理技術者の配置について							
	本工事は、専任特例2号の場合の監理技術者の配置は認めない。 本工事は、専任特例2号の場合の監理技術者の配置を認める工事である。専任特例2号の場合の監理技術者							
	本工事は、専任特例2号の場合の監理技術者の配直を認める工事である。専任特例2号の場合の監理技術者 の配置を行う場合は以下の(1)~(9)【維持工事の場合は(1)~(10)】の要件を全て満たさなければならない。							
	(1)監理技術者補佐を専任で配置すること。							
	(2)監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者(建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当							
	する者)のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者(一級施工管理技士補)又は一級施工							
	管理技士等の国家資格、学歴若しくは実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。							
	なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られること。 							
	(3)監理技術者補佐が一級施工管理技士補の場合、当該一級施工管理技士補に係る技術検定種 目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。							
	(4)監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に、3月以上の雇用関係があるものであること。(災害復旧工事の場合は、雇用関係があるものであること。)							
	(5)同一の専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事数は、本工事を含め2件までであること。							
	ここ。 (6)専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事は、茨城県内の工事であること。							
	(7)専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、工事現場の巡回、							
	主要な工程の立ち合い等の職務を適正に遂行すること。							
	(8)専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。							
	(9)監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。							
	(10)専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事でなければならな							
	い。(「維持工事」とは、24時間体制での応急処理工又は緊急巡回が必要な工事その他通年での社会機能の維持に不可欠な工事をいう。)							
(4) 営業所の所在地	大阪市の福行に不可入る工事でいう。/ 土浦土木事務所管内に建設業法に基づく主たる営業所(本店) 又は営業所(支店等) があること。							
() Liking miles	工版工作手続所 音 打一定 欧米 は 三里 ン (工作 の音 米が (平面) 人) は 音 米が (大面 寸 / 2 の の) ここ。							
(5) 建設業許可	土木一式工事 について、 特定建設業の 許可を受けていること							
(6) 経営事項審査	土木一式工事 について、契約締結日において、契約締結日から1年7月以内の審							
	査基準日の経営事項審査(建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。)を受けている者であること。							
(2) 共名 T 志 の = D.								
(7) 対象工事の設 計業務等の受託者	ア 対象工事の設計業務等の受託者(以下「受託者」という。)でないこと。							
との関係(いずれも	イ 受託者と資本又は人事面において関連がある者(※)でないこと。 ※ 詳細については、入札公告(共通編)による。							
満たすこと)	設計業務等の受託者 セントラルコンサルタント(株)							
(8) 共涌事項	入札公告(共通編)による。							
(-, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,								
4 設計図書の閲覧 (1) 設計図書の閲	.万法 							
覧	設計図書は、インターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること(入札情報サービス)。							
	URL: http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html							
(2) 設計図書に関	ア 設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き電子入札システムにより行うこと。なお、回答及び閲							
する質疑	設計 凶音に対する貝向かめる場合は、前勿な内谷唯総を除さ電子人化システムにより1 プェこ。なの、凹音及び関 覧についても、電子入札システムにより行う。							
	(電子入札システムURL:http://ppi.calsーibaraki.lg.jp/nyusatsu.html)							
	• 質疑受付期間							
	令和7年9月30日 ~ 令和7年10月15日 (休日を除く)							
	いずれも							
	・回答閲覧期間							
	令和7年9月30日 ~ 令和7年10月23日 (休日を除く)							
	いずれも 9時から17時 まで イマスト しいままま 担山 オスニト しょう ロッカラ スタック はしゅう ファック・スリー トリまま ま 担山 オスニト しょう ロックス タック はんしゅう 原マス							
	イ アによりがたい場合は、ファクシミリにより書面を提出すること。ただし担当部局の了解を得た場合に限り、電子メー ルによる提出についても可とする。回答は、書面又は電子メールにより行い、茨城県土浦土木事務所に於いて閲覧							
	に供する。							
	・質疑受付期間							
	令和7年9月30日 ~ 令和7年10月15日 (休日を除く)							
	いずれも <mark>9時から17時</mark> まで (正午から13時までを除く) ・書面の提出先:担当部局に同じ。							
	FAX番号 029-821-9212 <u>Email:urado02@pref.ibaraki.lg.jp</u>							
	・ 回答閲覧期間 <u> </u>							
	令和7年9月30日 ~ 令和7年10月23日 (休日を除く)							
1	1、ずれも、 9時から17時 すで (正午から13時までを除く)							
(3) 現場説明会	いずれも <mark>9時から17時</mark> まで (正午から13時までを除く) 実施しない。							

5 競争参加資格確	
この工事の人札(1)申請方法	参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書等を次により提出しなければならない。 「競争参加資格確認資料」(様式第2号)及び「自己採点表兼評価点算定資料一覧表」(技術資料・様式第1号)については、電子入札システム(※)により申請すること。なお、専任特例2号の場合の監理技術者の配置を予定する場合は、「専任特例2号の場合の監理技術者の配置に関する届出書(別添様式)」をあわせて電子入札システム(※)により申請すること。この場合、様式第2号の(5)には専任特例2号の場合の監理技術者となる者を記載すること。また、電子契約用メールアドレス確認書(別添様式)に、電子契約の希望の有無及び電子契約用のメールアドレス等を記載すること。 また、電子契約用メールアドレス確認書(別添様式)に、電子契約の希望の有無及び電子契約用のメールアドレス等を記載すること。 ※:Word形式でファイルを作成後、TIFファイルで提出すること。 それ以外の資料等については、紙媒体(書留郵便)により申請を行うこととするが、画像ファイル等に変換して提出できる場合は、電子入札システムにより提出して差し支えない。 大だし、担当部局の了解を得た場合に限り、紙媒体(書留郵便)ではなく電子メール(画像ファイル)による提出についても可とする。 電子メールの受信可能容量は10メガバイトとなっているので、注意すること。
	(電子入札システムURL:http://ppi.cals=ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html)
(2) 申請期間	ア 受付開始 : 令和7年10月10日 (金) 9時00分 イ 締 切 : 令和7年10月15日 (水) 17時00分(必着)
(3)申請時の提出 書類	※:休日は申請を受け付けない。 ア添付の様式「競争参加資格確認資料」(様式第2号) (承認を受けたうえ紙申請とする場合は、様式第1号についても作成のうえ、併せて申請(提出)すること) イ 5-2(1)に示す技術資料(総合評価方式関連) ウ 競争参加資格確認資料(様式第2号)2/2面 作成要領2(1)~(3)の資料 エ 必要に応じ、(4)に係る申請書(主任(監理)技術者重複申請書)、(5)に係る届出書(主任技術者の兼務届) オ 専任特例2号の場合の監理技術者の配置に関する届出書(別添様式) 専任特例2号の場合の監理技術者の配置を予定する場合のみ カ 電子契約用メールアドレス確認書(別添様式)
(4) 配置予定技術 者の重複申請	同一の配置予定技術者により、本工事を含めた複数の工事において参加申請しようとする場合には、以下により申請すること。ただし、2(10)において、本工事の落札者が入札に参加できないとされている場合又は別の工事の落札者が本工事の入札に参加できないとされている工事がある場合、それら工事に対し、本工事と同一の配置予定技術者により申請しようとするときは、この手続きを要しない。
	ア この工事の配置予定技術者が、他の工事の配置予定技術者と重複する場合には、主任(監理)技術者重複申請書を提出すること((3)と併せて、申請(提出)すること)。 イ 他の工事を落札したことにより、申請した配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合には、「競争参加資
	格確認申請書・入札参加申込書取下げ書」を開札日時までに提出すること(紙媒体(※)により提出すること)。 ウ イの提出が入札書の提出後となった場合においては、当該入札は競争参加資格のない者が行ったものとし、無効として取り扱う。
	※: 郵送による場合には書留郵便によること。なお、緊急やむを得ないと認められる場合には、担当部局に電話による連絡をし、押印済みの取下げ書をファクシミリにより提出した上で、速やかに書面を郵送すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、書留郵便ではなく電子メール(画像ファイル)による提出についても可とする。
(5)専任を要する工 事における配置予 定技術者の兼務の 届出書	3(3)において建設業法施行令第27条第2項に該当する場合とは、下記のすべてに該当する場合とし、兼務を認める。 (1)兼務する工事のうち、いずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現場が同一市町村内であること。 (つくばみらい市) (2)兼務するいずれの工事においても監理技術者ではないこと。 (3)建設業法に規定する経営業務の管理責任者等及び営業所技術者等でないこと。 (4)本工事、兼務する工事、及び他の工事の現場代理人でないこと。
	他の工事に配置されている技術者を本工事の配置予定技術者として申請する場合には、上記基準を満たしていることを確認のうえ、「主任技術者の兼務届」を提出すること((3)と併せて、紙媒体により申請(提出)すること)。なお、配置予定技術者の重複申請を実施している場合において、他の工事を落札したことにより、兼務が必要となった場合には、開札日時までに「主任技術者の兼務届」を提出すること。
(6) 共通事項	入札公告(共通編)による。

5-2 総合評価方式に係る技術資料

2(7)において、総合評価方式の適用の有無が「有」とされている場合、5の競争参加資格確認申請に併せ、土木部総合評価方式試行要領に基づき、当該工事に関する施工能力等の審査及び価格以外の評価を行うために必要な資料(以下「技術資料」という。)の提出を求める。

(1)提出を求める技	ア 自己採点表兼評価点算定資料一覧表(様式第1号)
術資料	イ 工事成績評定評価対象工事資料(様式第2号)
	ウ 施工実績評価資料(様式第3号)
	工 配置予定技術者評価資料(様式第4号)
	オ 災害協定に基づく地域貢献実績評価資料(様式第6号)
	カ 地域活動(ボランティア)実績評価資料(様式第7号)
	キ 企業の新規雇用実績(様式第14号)
	ク 若手又は女性技術者の配置(様式第15号)
	ケ 登録基幹技能者の配置(様式第16-1号)
	コ 災害時の基礎的事業継続力認定資料(様式第17号)
	サ ICT施工技術の活用計画書(様式第18号)
	シ 週休2日制工事の施工実績(様式第19号)
	ス 防疫協定に基づく防疫業務実績評価資料(様式第20号)
	セ 技術資料の一括提出申請書(別記様式0号)
	なお、2(10)の複数工事に参加をする場合、上記ア~スの資料は、参加を希望する工事のうち、順番の早い工事にのみ
	添付すること。
(2) 提出方法	5(1)に同じ。(5の書類と併せて提出すること。)
(3) 提出期間	5(2)に同じ。
(4) 提出した技術	提出された技術資料の変更は認めない。
資料の変更の可否	

(5)技術資料の評 価方法等	ア 評価点の算定基準は、添付の「評価項目及び評価基準」による。 イ 評価については、提出された自己採点表と入札結果をもとに、入札参加者全員の仮の評価値を算出し、1位となった 入札参加者(落札候補者)のみ、自己採点表と技術資料を審査することにより、落札者を決定する。 ウ 自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できない場合は、その評価項目の評価点は0点とする。 エ 自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できる場合であっても、自己評点が本来得られる点より高い場合は、その評価項目の評価点は本来の評価点とする。 オ 自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できる場合であっても、自己評点が本来得られる点より低い場合は、その評価項目の評価点は自己評点どおりとする。 カ その他の評価方法及び落札者の決定基準については、入札公告(共通編)による。
(6) 競争参加資格 に関する事項	技術資料の審査結果によっては、競争参加資格を認めないことがある。

6 入札手続等

(1) 入札方法					入札するこ ii.cals-ibar		yusatsu.h	:ml)					
(2) 入札期間	ア	受付	開始 :	令和7年	丰10月21日	1	(火)	9時(00分				
	1	締 ※∶休E	切 : 日は申請	令和7 4 を受け付け	₹10月23 日 けない。	1	(木)	17時	00分	(必着)			
(3) 入札金額		該金額 消費税	に1円未に係る記	満の端数	があるとき あるか免れ	は、その	端数金額	を切り捨て	た金	額)をもって	落札価格	とするの	算した金額(当)で、入札者は、 100に相当す
	1									とができない ないものと		人札金額	の入力ミス等
(4) 入札時の添付 書類					際に、入 ム(※)によ			札金額に	対応し	た工事費に	り訳書の抽	是出を求	める(入札書の
	※ :Ex	cel形式	を使用	するものと	し、「提出月	用ファイル	作成ツー	レ」を使用	IL, TI	Fファイルに	変換して	提出する	00
		年10月			(金)	9時(から					
(5)競争入札執行 (開札)の日時(予 定)	定)は	おおむ	ね1週間	後を予定	している。	落札決定	前までに	也の工事を	を落札	したことに	より、申請	した配置	て落札者を決 【予定技術者を 分留意するこ
(6) 入札参加者の 立会	電子入る。	く札のた	☆め、入れ	礼参加者 <i>0</i>	D立会いは	要しない。	ただし、	人札参加名	者が立	会いを希望	する場合	は、立ち	会うことができ
(7) 入札参加者が1													
者のみの場合 (8) 共通事項(落札 者の決定方法等)			<u>:して取り</u> 通編)に										

7 開札後に調査基準価格を下回る額で入札した参加者が提出する資料

(1)提出書類	ア 開札の結果、調査基準価格を下回る額で入札し、低入札価格調査制度実施運営要領(以下「低入札要領」という。)第6条第4項に規定する判断基準のうち数値的判断基準に該当しない者に対し、低入札要領第6条第2項に規定する「低入札調査表」、又は「低入札価格調査辞退届出」の提出を求めるので、所定の期日までに担当部局まで提出すること。イ アの提出方法については、原則郵送(書留に限る。)により送付すること。ウ 担当部局の了解を得た場合に限り、イによらず、持参又は電子メールによる調査票の提出も可とする。
	(1) アにおいて低入札調査表を提出した場合には、事情聴取を行うので、別途担当部局から連絡する。 (2) アにおいて低入札価格調査辞退届出を提出した場合には、当該入札を無効とする。

8 技術資料の審査及び評価完了後に落札候補者となった者が提出する資料

(1)提出書類	速やかに、下記の資料をFAX等で発注機関に提出すること。 ・契約締結(予定)日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査を受審したことを証する書面(共同企業体の場合は、全ての構成員に係るもの)。
(2) 留意事項	(1)の書類を提出しない者のした入札は無効とする。 (1)の書類を参加申請時等に画像ファイル等に変換して提出できる場合(ファイル容量が2メガバイト以内)は、事前に電子 システムにより提出して差し支えない。

9 その他、入札契約に関する諸条件

	では、 では、 大 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、
(1) 入札保証金	免除する。
(2) 契約保証金	納付を要する。 ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除す る。
(3) 前払金、中間 前払金、部分払い	詳細については、入札公告(共通編)による。
	建設工事請負契約書(茨城県建設工事執行規則(昭和43年規則第69号)様式第2号)により、契約書を作成するものとする。 ただし、電子契約を希望する場合は以下によるものとする。 (1) 契約書等の様式を、以下のアドレスからダウンロードして作成し、契約書の案、契約保証書の納付を証する書類の写し又は契約保証金に代わる担保の写し(保証事業会社の保証証書等)及び課税事業者届出書(又は免税事業者届出書)を、落札の通知を受けた日から5日以内(土日及び休日を含まない。)に契約課へ電子メールで送付すること。 なお、回線の不具合等により手続を完了できない場合は、速やかに契約課まで申し出ること。 (2) 契約締結決議終了後、契約課から連絡があるので、落札者(契約の相手方)は電子契約サービスにより契約締結を行うこと。 なお、電子契約サービスの使用方法については、以下のアドレスから手順書を確認すること。 https://kennsetugyou-ibaraki.ip/electronic contracting/

(5) 議会の議決	不要
	必要 この公告に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67条)第96条第1項に規定する議会の議決を要する。 なお、この場合においては、落札者となった者は本県と仮契約を締結することとし、仮契約の相手方が仮契 約締結後県議会の議決までの間に競争参加資格の要件を満たさなくなったとき又は県が茨城県建設工事等請 負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置要件に該当すると認めたとき若しくは指名停止措置を行った ときは、県は仮契約を解除することができる。この場合、県は契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わない。
(6) 契約の効力	(5)において、議会の議決が「不要」とされている場合、契約日から本契約とする。
	(5)において、議会の議決が「要」とされている場合、本工事に係る工事請負契約については、地方自治法第96条第1項第 5号の規定による県議会の議決を得た日から本契約とする。
(7) 建設リサイクル関連	ア この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考 にしたうえで入札すること。
	イ 契約に当たり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、 再資源化に要する費用を契約書に記載する必要があることから、落札者は落札決定後に発注者と協議すること。
	特に無し
(8)火災保険付保	要する
険の要否	不要とする
(9) 関連工事の随 意契約予定	本工事に直接関連する他の工事の <u>請負契約を、本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定</u> 毎り 毎り
(10) 最低制限価格	
又は調査基準価格	<u> </u>
の算定に係る留意	
事項	
(11) 共通事項	入札公告(共通編)による。
(12)その他	・本工事は、「ICT活用促進工事」であり、「茨城県土木部が発注するICT活用促進工事(土工)の実施要領」第4条第1項に規定する受注者希望型、「茨城県土木部が発注するICT活用促進工事(法面工)の実施要領」第4条第1項に規定する受注者希望型を適用する。 ・本工事は、「完全週休2日制促進工事」であり、「茨城県土木部が発注する完全週休2日制促進工事の実施要領」第5条第1項に規定する発注者指定型を適用する。 ・本工事は、「茨城県土木部が発注する快適トイレ普及促進工事の実施要領」の対象工事である。

10 その他

- (1)入札公告(共通編)については、以下のアドレスに公告する。
 - URL: https://kennsetugyou-ibaraki.jp/nyuusatsukoukoku_kyoutsuu/
 - ※:公告日に応じ、適用となる入札公告(共通編)が変わることに注意。
- (2) 本公告文において、取り消し線[例: λ 礼公告]が付された部分については、入札公告としての効力を有しないものとする。